

岩手県告示第897号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川小鍬川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部並びに大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成27年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也